

死亡災害等速報

長野労働局

災害発生月	令和7年1月
事業の種類	清掃・と畜業
災害の概要 (注1)	産業廃棄物中間処理施設において、油圧ショベルを旋回させたところ、旋回範囲内にいた被災者が当該機械のカウンターウエイトと機械設備の間にはさまれた。 
災害防止のためのポイント (注2)	◎ 運転中の車両系建設機械と接触するおそれのある箇所(機械の走行範囲やアーム、ブーム等の作業装置の可動範囲内)に<u>当該作業場において作業に従事する者(一人親方や資材搬入業者、警備員など、その場所で作業を行う労働者以外の人も含む)が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること等の方法により禁止すること。</u> やむを得ず、当該箇所に作業員等を立ち入らせる時は、誘導者を配置し、その者に車両系建設機械を誘導させること。 ・ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について(令和6年4月30日付け基発 0430 第4号) ・ 関係リーフレット  ◎ 車両系建設機械の作業計画を作成すること。また、作成した作業計画は、関係者に周知すること。 ◎ 車両系建設機械の運転者は、運転を開始する前に作業範囲内に人がいないことを確認し、さらに警報を発するなどして運転の開始を知らせること。 油圧ショベルカウンターのウエイトに接触防止ポール(マグネットで取り付け)、接触防止センサーの設置等、作業者が物理的に近づけないような措置も有効であること。 『令和7年度 高度安全機械等導入支援補助金事業』 車両系建設機械等に取り付ける、高度な安全性能を有する特定の安全装置を購入する中小企業事業者等に対し、補助金を交付します。 高度安全機械等導入支援補助金事業のご案内 建災防  ◎ 車両系建設機械の作業範囲内への立入禁止の徹底などに関する安全教育を行うこと。

※ 本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。

令和7年7月 11 日

死亡災害等速報

長野労働局

災害発生月	令和7年2月
事業の種類	商業
災害の概要 (注1)	自動車解体工場において、移動式クレーンにより解体後の車体をつり上げたところ、高さ約3mの位置でつり具から車体が外れ、玉掛け作業を担当していた被災者に激突した。 
災害防止のためのポイント (注2)	◎ 作業前に関係者で作業方法等に関する打合せを行い、クレーン作業に係る作業計画を作成した上で、当該作業計画に基づき作業を行うこと。 ◎ つり荷の形状、重量等に対応した玉掛け用具を用い、適切な方法により玉掛けを行うこと。玉掛け用具の選定にあたっては、必要な安全係数を確保するか又は定められた使用荷重等の範囲内で使用すること。 ◎ クレーンの巻き上げ操作時においては、地切りにおいて、荷のバランス、フック外れ止め装置が有効であること等を確認すること。（★「玉掛の3・3・3運動」参照） ◎ つり荷の下には作業者を立ち入らせないこと。 （関係指針・ガイドライン・通達等） ○ 玉掛け作業の安全に係るガイドラインについて(平 12.2.24 基発第 96 号) ○ クレーン・玉掛け作業の安全衛生(厚生労働省 HP) ★ 知っていますか？「玉掛の3・3・3運動」 玉掛け作業の安全確保には「3・3・3運動」と呼ばれる、3つの基本原則を徹底する必要があります。 ① 地切り:30cm以上 — 巻き上げて荷のバランスを確認する ② 停止:3秒 — 荷崩れを確認する ③ 荷から離れる:3m — 荷とワイヤーの再確認する 【類似災害】 職場のあんぜんサイト:労働災害事例 （例） 「事故の型：飛来、落下、キーワード：つり荷」で検索   

※ 本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

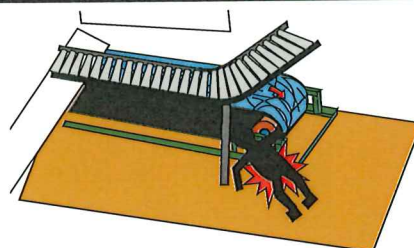
注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。

資料出所：外国人労働者に対する安全衛生教育教材作成事業（建設業）

令和7年7月11日

死亡災害等速報

長野労働局

災害発生月	令和7年3月
事業の種類	製造業
災害の概要 (注1)	ベルトコンベヤーを稼働させた状態で、ベルトコンベヤーに付着した汚れを除去していたところ、ベルトとプーリーの間に右腕を巻き込まれた。 
災害防止のためのポイント (注2)	◎ はさまれ・巻き込まれのおそれのある箇所に覆い、囲い等を設けること。 ◎ 機械の掃除等の作業を行う際、作業者に危険を及ぼすおそれがある場合は、機械の運転を停止させ、確実に機械が停止したことを確認してから作業を行うこと。 ◎ コンベヤーを用いて作業を開始する際、①原動機の及びプーリーの機能、②逸走等防止装置の機能、③非常停止装置の機能、④原動機、回転軸、歯車、プーリー等の覆い、囲い等の異常の有無等を確認すること。また、確認後、記録を事業場内で保管すること。 ◎ 作業標準を作成し、労働者に周知徹底すること。また、日常的なヒヤリハット活動、安全衛生教育等の実施により労働者の安全衛生に関する意識の向上を図ること。 (関係指針・ガイドライン・通達等) ○ 機械設備による災害防止対策(長野労働局 HP) ★ はさまれ・巻き込まれ災害防止説明動画(約10分) (労働者の安全教育にぜひご活用ください。) - はじめに(疑似的な災害の確認等) - 安全対策の例(管理的対策・工学的対策) - はさまれ・巻き込まれ災害撲滅のために(機械のリスク低減3原則) - おわりに(安全意識の高揚に向けて) 【はさまれ・巻き込まれによるヒヤリハット事例】 職場のあんぜんサイト 製造業における労働災害は、全産業の約3割を占め産業別では最多となっており、特に機械等へのはさまれ・巻き込まれによるものが多数発生しています。はさまれ・巻き込まれによる災害は、死亡や障害を残す重篤な負傷となる危険があることを十分理解し、安全対策を徹底するようにお願いします。   動画はこちら↑ 

※ 本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。